

松山市第四次産業革命スキル習得促進補助金のご案内

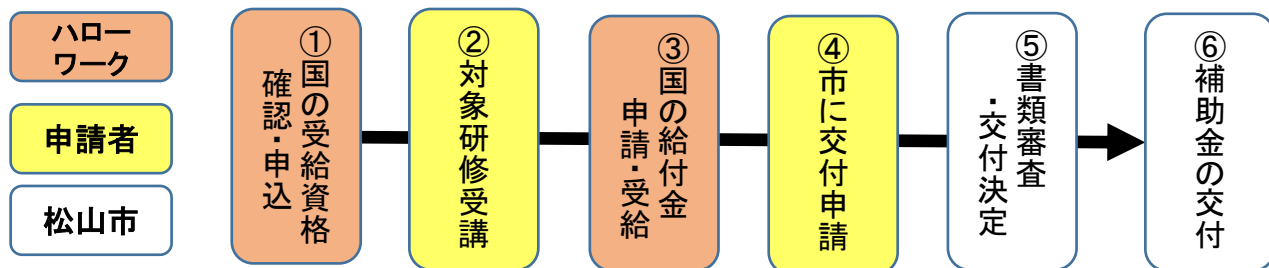
松山市ではIT・データ利活用技術を学び、キャリアアップを目指す方を支援するため、国の専門実践教育訓練給付金の受給者に対し上乗せ助成いたします！



第四次産業革命スキル習得促進補助金の概要

補助対象経費	◇補助対象研修*の参加費用の 30% (研修等による学習又は実習の対価として支払われる費用) ※補助対象研修とは、経済産業省が定める第四次産業革命スキル習得講座として認定されたもの
補助対象者	◇松山市内に住民登録を有し、下記のいずれにも該当する方 ①経済産業省が定める第四次産業革命スキル習得講座を受講した者 ②厚生労働省が定める専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金を受給した者
補助率等	補助率：上記補助対象経費の2分の1(千円未満切捨て) 補助金額の上限：15万円
必要書類	①松山市第四次産業革命スキル習得促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号) ②雇用保険法施行規則第101条の2の1第2項の教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証の第1面から第4面までの写し ③市税を滞納していないことを証する書類(完納証明書 3ヵ月以内発行分)

ご利用の流れ



☆本補助金を受けるためには**経済産業省認定の第四次産業革命スキル習得講座**を修了する必要があります。詳細は国HPでご確認ください。



↑国HPはコチラ！



↑市HPはコチラ！

【お問い合わせ先及び申請窓口】

松山市 地域経済課 中小企業支援担当
〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 本館8階
TEL: 089-948-6783

E-mail: chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp

※松山市地域経済課のホームページから申請書類をダウンロードできます
松山市公式HP → 暮らしの情報 → 産業 → 中小企業
→ 松山市第四次産業革命スキル習得促進補助金